# 別紙７「千葉市こどもプラン」の中間見直しについて

## １　概要

「千葉市こどもプラン」については、毎年度、目標事業量や取組内容を点検・評価するとともに、計画中間年度を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしている。平成２９年度は計画の中間年度にあたることより、目標事業量や取組内容等について、見直しの必要性を検討する。

## ２　プラン見直しの考え方（案）

### （１）第１章について（子ども・子育て支援事業計画）

≪国の動き≫

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」が内閣府より示されている。

≪本市の対応≫

「作業の手引き」に準拠するほか、下記の「見直しの基準」に基づき見直しの必要性を検討する。

### （２）第 2 章以降について（子ども・若者健全育成及び支援についての計画、ひとり親家庭自立支援計画、こどもの参画推進計画）

≪本市の対応≫

下記の「見直しの基準」に基づき見直しの必要性を検討する。

| 見直しの基準 | 見直しの必要性 |
|---|---|
| ①他の計画との整合性を図る必要がある場合 | ○ |
| ②制度改正があった場合 | ○ |
| ③事業ごとの国等からの通知や計画等に基づいて見直しを図る必要がある場合 | ○ |
| ④社会・経済情勢の変化に応じて | △（必要に応じて） |
| ⑤人口推計の見直しに応じて | △（必要に応じて） |
| ⑥その他 | △（必要に応じて） |

## ３　今後の予定

| | |
|---|---|
| 平成 29 年 10 月 17 日 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会で中間見直しの「見直し基準」の意見聴収 |
| 平成 29 年 11 月 13 日 | 子ども・子育て会議で中間見直し案（第 1 章の子ども・子育て支援事業計画部分のみ）の意見聴収 |
| 平成 30 年 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会で中間見直し最終案の意見聴収 |
| 平成 30 年 | 子ども・子育て会議で中間見直し最終案の意見聴収 |